

神装協組合員の 情報交流紙

インテリア神奈川

INTERIOR KANAGAWA

～かながわSDGsパートナー～

神奈川県室内装飾事業協同組合

〒231-0015
横浜市中央区尾上町3-43(横浜パークサイド内3-A)
電話(045)662-5650 FAX(045)662-3329
URL <http://www.kanagawa-interior.com/>
E-mail info@kanagawa-interior.com



1月施行の改正電帳法は準備できていますか？

～来年1月1日から請求書類は印刷して保管できません～



電子取引で受け渡したデータ(請求書等をメールで送受信する)は、出力印刷して書面で保存することが認められなくなり、電子データのみでの保存が義務付けられました。全ての事業者が対象です。また、不正行為に対するペナルティも強化されています。帳簿の保存をきちんと行っていないなど不正が発覚した事業者には、追徴課税や青色申告の承認が取り消されるおそれがあり、税額控除の取り消し、ひいては企業に対する信頼が損なわれてしまうかもしれません。法令違反には細心の注意を払いましょう。

★どのような帳簿・書類がデータで保存しなければいけないの？

- 取引先から送信されてきた見積書、請求書、納品書、領収書などのデータ
- 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿
- 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
- パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え

※ 取引先から紙で受け取った書類やデータをプリントアウトした後に加筆した書類(決算関係書類を除きます。)などについては、別途「スキャナ保存」制度を利用してデータで保存することができます。

★会計ソフトで作った帳簿をデータで保存するための条件は？

訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データのまま保存することができます。

電子帳簿等保存の範囲		スキャナ保存の範囲	
国税関係帳簿	国税関係書類		
データ	決算関係書類	取引関係書類	
仕訳帳	データ	自己が作成した書類	取引先から受領した書類
総勘定元帳	貸借対照表	データ	紙
売掛帳	損益計算書	請求書控え	請求書
買掛帳	試算表	領収書控え	領収書
固定資産台帳	など	など	など
現金出納帳			
など			

- システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
 - 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること
- ※ データで保存できる帳簿は、正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って作成されている帳簿に限ります。

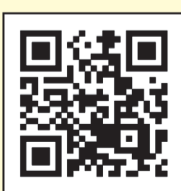
これから何を準備しておけばいいの？

- ① 自社で行っている電子取引を把握する**
改正への対応として、まずは社内での電子取引(電子メールやクラウドサービス、電子契約、スマホアプリでの決済などさまざま)の内容を把握することが重要です。月々の「取扱件数」「取引の方法」「実施者」などの状況を調べてみるとよいでしょう。
- ② 「事務処理規定」を作成する**
事務処理規程とは、電子取引データ・電子帳簿・スキャナ保存データを電子帳簿保存法に則って保存するために、定める職場内での取り決めのことです。さまざまな電子データへの柔軟な対応を目指して、職場ごとに「事務処理規定」を策定して運用することをおすすめします。各種既定のひな型は、下記URLよりダウンロード可能です。国税庁 | 参考資料(各種規程等のサンプル)
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>
「取引年月日」「取引金額」「取引先」などで検索できるデータの保存方法を検討しておくことも有効です。例えば下記のように独自のルールを設けることもひとつの手です。併せて、索引簿の作成もデータ管理に効果的でしょう。
例1) 230117_NTTファイナンス株式会社_150000_見積書.pdf
例2) 230201_神奈川工務店_320000.pdf
例3) 231003_内装商事_120000_領収書.pdf
- ④ インボイスへの対応**
本年10月1日から「インボイス制度」がスタートします。特例として、2023年12月末まではアウトプットした紙での保存が許容されています。それまでの期間のうちに、義務付けられている電子取引データ保存に対する準備を、前もって済ませておくことが重要です。
*2024年1月から本格的に開始される電子取引による電子データの保存期間は、「法人税法」により紙と同様の「7年」と定められています。ただし、計算書類・会計帳簿は「会社法」により、「10年」の保存が義務付けられている点に要注意です。

腰の負担を無くして腰痛防止の作業を

神装協では1日500円で話題の「マッスルスーツ」をレンタルしています。床材の運搬、中腰での床接着剤塗布に効果アリ。作業者の労災防止のためにお役立てください。

マッスルスーツの案内動画
<https://youtu.be/dkoP3PpMn-8>



よくある誤解や間違い Q&A

- Q 電子帳簿保存法は破っても罰則は無い？**
A いいえ。これはれっきとした法律であり、要件を満たしていない、かつ悪質と判断された場合には罰則を受けるおそれがあります。例えば、青色申告の取り消しや、追徴課税、推計課税の徴収が考えられます。また、会社法に基づき過料が科されることもあります。決して違反することのないよう、あらかじめ万全に対策していきましょう。
- Q 個人事業主や小規模企業は対象外？**
A いいえ。これは規模に関係なくすべての法人・個人事業主を対象としています。また、すでに電子帳簿保存法に対応しているかどうか関係ありません。ただ、電子データを一切扱わない場合は対象外です。
- Q 電子帳簿保存法とインボイス制度はどんな関係？**
A 補完関係にあります。インボイス制度は交付した適格請求書の写しや、受領した適格請求書を保存することを求めます。また、電子インボイスを提供すると、適格請求書交付の代わりとして扱われるのですが、その際に関わってくるのが電子帳簿保存法です。発行したものであっても受領したものであっても、電子インボイスを保管するには、電子帳簿保存法が求める要件を満たさなければなりません。電子帳簿保存法はインボイス制度を補完する関係にあります。具体的には、電子帳簿保存法は「国税」、インボイス制度は「消費税」に関する制度です。またインボイス制度は基本的に、電子データで受領した書類を紙ベースで保存する規定です。しかし、電子帳簿保存法の要件に合致すれば、電子データでも保存できます。両者は別の制度であるものの、対象となる書類には重複する部分があります。社内の書類保管ルールの混乱を避けるためにも、同時対応がおすすめです。
- Q 手書きの帳簿や書類も電子保存しなきゃだめ？**
A いいえ。同法は最初からコンピュータで作成された文書だけに電子データ保存が認められています。つまり、手書きで作成された文書は、スキャン保存も不可のため、紙ベースで保存しなければなりません。なお、電子的に作成された帳簿や書類で「手書き」で情報を加えたものも電子帳簿保存の対象外であり、書面での保存が必要です。
- Q とりあえずパソコンにデータを保存すればよい？**
A いいえ。データを保存するには要件を満たすことが必要です。その目的は「真実性の確保」と「可視性の確保」とされています。例えば電子保存の際に訂正あるいは削除した場合は、その旨履歴を残すことが要件です。また使用しているシステムの使用マニュアルなど、関係書類を備え付けることも必要です。帳簿を電子保存する際はディスプレイの画面上から速やかに出力できるように、プリンタも準備しておきましょう。併せて、記録項目をすぐに探せるように検索機能を確保することも求められています。*ただ、これらはスキャナ保存時の要件とはまた異なることにも注意が必要です。
出典:電子帳簿保存時の要件
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/05.htm>
- Q 電子帳簿等保存は任意だから対応してもあまりメリットはない？**
A いいえ。電子帳簿等保存を実施し、かつ「優良な電子帳簿」の保存要件を満たすことで、例えば過少申告加算税の軽減措置の恩恵を受けられます。また、所得税の青色申告特別控除を適用できるため、節税にもつながります。
参考:国税庁 ~優良な電子帳簿の要件チェックシート~
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021011-060_03.pdf
- Q スキャナ保存していても原本は破棄しない方がよい？**
A いいえ。電帳法改正後、原本をスキャンした後はただちに破棄が可能になりました。ただし、折れ曲がりなどの不備なくきちんと保存されているか、原本とデータを照合し、記載事項をしっかりと確認しておく必要があります。例外としてプリンタの最大出力より大きな書類の場合は、原本を残さなければなりません。
- Q レシートは電子保存の対象ではない？**
A いいえ。レシートもスキャナ保存が認められています。ただ、解像度が200dpi以上であること、また赤色、緑色および青色の階調がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)などが保存要件です。
参考:国税庁 スキャナ保存関係パンフレット
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0018004-061_02.pdf
- Q 電子取引とはインターネット上での取引だけを指す？**
A いいえ。電子取引は、メールによるデータ受領やDVDといった記憶媒体を介する受領なども含まれます。インターネット通販利用時の領収書をダウンロードすることも対象です。さらに、ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機の利用も電子取引とみなされるため、注意しましょう。
- Q 見積書は電子取引データ保存の対象ではない？**
A いいえ。見積書も、取引の書類に含まれます。メールで受信するなど、電子的な方法でやり取りした見積書はデータによる保存が必要です。見積書を提示したものの契約に至らなかったものは、法的に明文化されていません。ただ「契約に至らなかったこと」を証明する書類として、念のため保管した方がよいとされています。
- Q 電子取引の記録を印刷・スキャナ保存してもよい？**
A いいえ。同法では、電子取引における書類は紙ベースで保管することを禁じ、あくまでデータのまま保存するよう定めています。紙ベースの書面では改ざん防止措置が不十分で、真実性を確保できないためです。しかし「スキャナ読み取り自体を禁止するものではない」ことに注意しましょう。元のデータの保存がきちんとなされていることが前提とはなりますが、何らかの事情で便宜上必要な場合、スキャナでの読み取りや印刷は可能です。

電子帳簿保存法改正のポイントをわかりやすくまとめた情報を参考にしてみてください。
関連記事:電子帳簿保存法 2022年改正のポイントは?義務化への対応法も解説!
https://www.biz-raku.jp/useful_information_page/blog00031-articles-kaikeikeiri

ビッグモーター騒動に思う



ビッグモーター。CM放映もあり多くの人がその名を知っているであろう中古車販売・修理の大手。保険金詐取が発覚。預かった車に靴下で包んだゴルフボールをぶっつけたり、鋭利な金属でキズ付けたり……。挙句の果てには「環境整備」と称し店舗前の街路樹を除草剤で枯らした等も表沙汰になって、ここまでやるかと驚かされるばかり。

更に驚かされたのは連日伝えられた社長の倅・副社長氏の横暴ぶりだ。報道の限りでは、社員の降格・解任は明確な基準やルール等はなく日常茶飯事。だから社員はビクビク、特に彼の支店訪問日は寿命の縮む思い。細かいことをつつかれ降格だから雑草の生えやすい街路樹周辺の草むしりも除草剤を使いたくもなろう。いずれは社

長に着くこと間違いない身。社長も本人も会社の幹部も一般社員も取引先等も周囲の全てが認めているコース。であれば、側近・取引先はゴマ擦りに走り一般社員は黙る。当人は権力をふるう心地よさに酔い、間を置かずして暴君に。やられる方はたまったものではないがやる方は愉快この上ないであろう。分かり易い図式だ。こうした支配は支店長から下の社員へ、下の社員は更に下の社員へ、更に外部の弱者へ。その結果が前述のゴルフボールや鋭利な金属のキズ付け、街路枯らしまで何とも思わなくなってしまう。モラルもコンプライアンスもへったくれも無くなり、正にブラックの連鎖。漏れて来たラインのやり取り記録が雄弁に語っている。そして当の副社長氏は事件発覚後姿を消したままだ。これもブラックの典型。社員はどんな思いで勤務していたか興味深い。

が、こうしたことはビッグモーターだけの専売特許ではない。特に中小企業の同族会社には起こり易いことに注意を。筆者は身近で似たケースをいくつも見て来た。

他業界で一応「他人の飯を食ってきた」という社長の息子が帰ってきて部長に就任。社長の息子・即ち身の安全が保証され誰も逆らえない立場をいいことに傍若無人の振る舞い。これを諫めた古くからの幹部社員が逆に退職に追い込まれたケースなど。こんな場合「他人の飯」など何の意味もない。その「他人」が取引先などの場合はなおさらで、預かった側から見れば間もなく退社していくおヒト、しかも大事な得意先の社長になるおヒトだ。社員教育などどこまで期待できるか。

室内装飾業は基本的に中小企業でしかも同族企業が多い。後継者難が取りざたされ中で息子が後を継いでくれるなど有り難い話だ。その有り難さ、我が子可愛さに周囲が見えなくなり易いことも心しておこう。

ビッグモーター騒動をどう受け止めるか、驚くことの連続で野次馬としては面白いことこの上ない。が、同時に示唆に富むところが多岐にわたる騒動だとも思うのだ。

(スワン56号)

壁装施工管理者は個人資格です

事業所内で壁装施工ラベルの申請・発給のご担当者を変更される場合は、新たに管理者講習会を受講することが必要です。更新講習会は新たなご担当者にご出席いただけません。新規資格取得講習会は事務局にお申込みいただければ、個別に日程調整のうえ随時開催致します。

優れた技能士が揃った技能検定試験

本年度の技能検定実技試験は7月5日に神奈川県東部総合職業技術校で行われ、午前中の床プラスチック系作業は1級1名、2級4名が受検、午後の化粧フィルム作業は1級1名、2級1名が受検した。当日は真夏ながら心地良い風が吹く曇り空で、会場内のコンディションも良好。全体朝礼では主催者の神奈川県職業能力開発協会技能検定部 関課長補佐様の挨拶、並びに試験実施受託者の当組合 田子副理事長(床プラスチック首席検定委員)の挨拶と試験要領説明に始まり、その後、受検者達は日頃の鍛錬と持ち合わせている技能を發揮して試験に臨んだ。例年は制限時間切れの失格や、技能不足による失策が散見されるのだが、本年においては標準時間内で完成したり、秀逸な技能で見事な出来栄の受検者ばかりであった。「全員が事前の特訓をされており、その成果が表れている」(矢島化粧フィルム首席検定委員)と事前練習の重要性を指摘している。その後、受検者は完全合格を目指して7月26日の学科試験対策勉強会にも参加。今回の実技試験を通じて、今後の受検者と合格者の増強を図る施策としては、2週間前のトライアル参加への意識と認識の持ち方をいかに伝えるか、そしてトライアルから本番までの間でいかに実技練習をしてもらうか、という点に焦点が充てられる。今後、技能開発委員会(長沢年幸委員長)において議論される予定だ。



秀逸な出来栄となった化粧フィルム作業

技能検定実技試験スタッフ

【床プラスチック系作業】

- 首席検定委員 田子啓祐(菊田子湖泉堂)
- 検定委員 栗田晴生(株栗田屋)
- 検定委員 金城充彦(技能士会)
- 補佐員 千且博樹(株センド)
- 補佐員 平田貴志(株栗田屋)
- 補佐員 井上政司(技能士会)
- 補佐員 山本一幸(技能士会)
- 協力員 山崎善雄(神装協監事)

【化粧フィルム作業】

- 首席検定委員 矢島俊彦(株パリー工芸)
- 検定委員 田子啓祐(菊田子湖泉堂)
- 検定委員 長牛 望(デコジャパン(株))
- 補佐員 山崎善雄(神装協監事)
- 補佐員 佐藤達也(技能士会)
- 補佐員 鈴木 浩(表具組合)



全員が早々に作業を終えた床プラスチック系作業

防火壁装・防災ラベルの申請はカンタンWEBで

神装協では業務DX化と組合員様の負担軽減のために従来の書面申請からパソコン・スマホでの電子申請に切り替わりました。申請入力フォームは組合ホームページからご利用いただけます。尚、防火壁装ラベルと防災ラベルの各フォーム入口は異なりますのでお気を付けください。

スマホの方はこちらのQRコードからご利用ください▶

防火壁装ラベル



防災ラベル



10月から防災ラベルの価格が変わります&電子申請でないと発給手数料がかかります

この度神装協では、ラベル資材の値上がりや税負担対応、また、電子申請の定着化のため、価格改定並びに発給手数料制度導入を行うこととなりました。組合員様にはご負担をお掛けして申し訳ございませんが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<防災ラベル新価格> *防火壁装ラベルの価格変更はございません

- 施工用カーペットラベル 90円/枚(税別)
- ピースカーペットラベル 40円/枚(税別)
- カーテンカベル(イ〜ニ) 35円/枚(税別)



<防火壁装ラベル及び防災ラベル発給手数料>

- 申請用紙での申請の場合 100円/件(税別)

*電子申請の場合は手数料はかかりません



WEB倉庫「おざいこ」ご利用ください



- 不良在庫の廃棄処分をしないで済む
- 出品は組合へFAX1枚するだけ
- 検索はスマホ・PCで超カンタン

ぜひ在庫資材の出品おねがいします

超お買い得な資材が出品されています

詳しくは組合WEBサイト・組合員ページで <http://www.kanagawa-interior.com>



事務局オススメ!! 一押しぐるめ

旅するコンフィチュール

今回は人気急上昇のコンフィチュール(ジャムとはちょっと異なる)のお店です。砂糖で果汁を浸出させ、果汁だけをしっかりと煮詰めたあとに果肉を漬けた甘さ控えめの手作り絶品ジャムです。毎日の朝食にも、特別な日の朝食にも、肉料理ディナーでも、美味しいものを知っている大人も満足できる一品です。お店は関内・桜通りに面した2階。路上の看板をお見逃しなく。



横浜市中央区相生町2-52 泰生ポーチ203
営業日時:火~土 11:00~18:00
定休日:日・月
mail: info@tabisuru-conf.jp

定時理事会報告

第四〇二回理事会
日時 令和五年七月十二日(水)
十八時~十九時

会場 廣東飯店
理事・十名

協議事項
*全会賛成により可決承認

① 防火・防災ラベル価格改定(案)承認の件

② 報告事項
① 組合創立五十周年記念事業の件

② 併催事業決算報告の件

③ 令和五年度技能検定試験実施報告の件

④ 事務局報告(II種入会者状況)

賦課金納入やラベル代金お支払いは口座振替でお願いします

組合では一部の組合員を除いて、組合へのお支払いは銀行口座振替制度となっております。新規加入組合員様には登録が必須条件となっており、経過措置期間後には銀行振込みでの受付は行わない方針としております。まだ口座振替のご登録をされていない組合員様には早急のお手続きをお願い致します。登録の書類は事務局へご請求ください。